

青森県報

第四百六十八号

令和四年
六月六日
(月曜日)

目次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(健康福祉課) ……	一
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………	(同) ……	一
○生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………	(同) ……	一
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………	(同) ……	二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………	(同) ……	二
○都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課) ……	三
○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(行政経営課) ……	三
○建設業者の許可の取消し……………	(東青地域民局) ……	四
○右……………	(同) ……	四
○右……………	(中南地域民局) ……	四
○右……………	(同) ……	四
○右……………	(上北地域民局) ……	五
○右……………	(同) ……	五

告 示

- 右……………(下北地域民局) ……五
- 右……………(同) ……六
- 右……………(同) ……六
- 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………(事務局) ……六

青森県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分	所在地	年月日
工藤医院	くどう内科 クリニック	名 称	弘前市大字石川字石川九七	令和 四・五・一

青森県告示第三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
医療法人 恩幸会		主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業者
弘前市大字 石川字石川 九七		居宅療養 管理・指 導・訪問 看護	居宅介護 事業者
工藤医院		名称	居宅介護 事業者
くどう内 科・消化 器・肝臓 クリニック		所在地	居宅介護 事業者
弘前市大字 石川字石川 九七		変更 年月日	令和 四・五・一

青森県告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防事業者
医療法人 恩幸会		主たる事務 所の所在地	介護予防 事業者
弘前市大字 石川字石川 九七		介護予防 事業の種類	介護予防 事業者
居宅療養 管理・指 導・訪問 看護		名称	介護予防 事業者
工藤医院		所在地	介護予防 事業者
くどう内 科・消化 器・肝臓 クリニック		変更 年月日	令和 四・五・一

青森県告示第三百四十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業者の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
医療法人 恩幸会		主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業者
弘前市大字 石川字石川 九七		居宅療養 管理・指 導・訪問 看護	居宅介護 事業者
工藤医院		名称	居宅介護 事業者
くどう内 科・消化 器・肝臓 クリニック		所在地	居宅介護 事業者
弘前市大字 石川字石川 九七		変更 年月日	令和 四・五・一

青森県告示第三百四十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業者の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	介護予防事業者	
	名称	介護予防事業者
主たる事務 所の所在地	居宅療養 事業の種類	介護予防 事業者
名称	名称	介護予防 事業者
所在地	所在地	介護予防 事業者
変更 年月日	令和 四・五・一	

変更前	医療法人 恩幸会	弘前市大字 石川字石川 九七	介護予防 居宅療養 管理指導 ・訪問 看護	工藤医院	弘前市大字 石川字石川 九七	令和 四・五・一
変更後				くどう内 科消化 器・肝臓 クリニック		

青森県告示第三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路事業の事業計画の変更を令和四年五月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
弘前市
- 二 都市計画事業の種類
弘前広域都市計画道路事業（三・四・六号 山道町樋の口町線）
- 三 事業施行期間
平成二十五年七月二十二日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
平成三十年青森県告示第五百八十一号の事業地のうち大字吉野町地内において、事業地を変更する。
 - 2 使用の部分
変更なし

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（青森県分）運用等業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年三月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
SBテクノロジー株式会社
東京都新宿区新宿六丁目二七の三〇
- 六 契約金額
一億七百三十六万五千三十二円
（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和四年四月一日から令和九年三月三十一日である。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、十二か月相当分である。）
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 北相産業株式会社
- 二 代表者の氏名 蝦名信子
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字山崎字山崎六七の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一〇〇二三八号
- 五 取消年月日 令和四年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年三月二十二日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社平岡建設
- 二 代表者の氏名 今英樹

- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡二一〇の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一三三三八号
- 五 取消年月日 令和四年五月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 左官工事業、塗装工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年三月一日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東新化学株式会社
- 二 代表者の氏名 目黒晃久
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田二丁目三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第二〇〇七九二号
- 五 取消年月日 令和四年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社関建設
- 二 代表者の氏名 岸尚幸
- 三 主たる営業所の所在地 平川市礎ヶ関久吉預ヶ平一三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―二)第一一四八号
- 五 取消年月日 令和四年五月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年五月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 アウラエンジニアリング&サービス株式会社
- 二 代表者の氏名 岡山信広
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一〇五〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一四六二四号
- 五 取消年月日 令和四年五月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社白山工業
- 二 代表者の氏名 白山春男
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字白上一二〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―二九)第四四二二号
- 五 取消年月日 令和四年五月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業及び鉄筋工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年五月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社共榮

- 二 代表者の氏名 木下富士子
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市緑町一九の四〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一)第六〇〇一四〇号
- 五 取消年月日 令和四年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年四月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 根岸塗装店
- 二 氏名 根岸浩則
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字糠森一二九の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一)第一三五六八号
- 五 取消年月日 令和四年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月六日

- 青森県監査委員 竹 内 均
- 青森県監査委員 川 嶋 由 紀 子
- 青森県監査委員 齊 藤 爾
- 青森県監査委員 鳴 海 惠 一 郎

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
高 橋 政 嗣	青森県青森市古川一丁目一〇の二
秋 元 創 一 郎	埼玉県所沢市上新井四丁目四八の六
小 林 太 郎	青森県弘前市大字和徳町五二
鈴 木 崇 大	青森県弘前市大字城南五丁目三の二一
高 木 研 弥	神奈川県相模原市南区相模大野七丁目三五の二

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和四年六月六日から令和五年三月三十一日まで

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
------------------------------------	---	-----------------------------